

# 秋田県社会的養育推進計画

(案)

令和元年 月  
秋 田 県

## 目 次

1	基本的考え方及び全体像	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組	1
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	3
4	計画期間における代替養育を必要とする子ども数の見込み	4
5	里親等への委託の推進に向けた取組	5
6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	7
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	7
8	一時保護改革に向けた取組	11
9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	13
10	児童相談所の強化等に向けた取組	14
11	留意事項	15

## 1 基本的考え方及び全体像

本計画を策定する上での基本的考え方や全体像等は次のとおりです。

### (1) 基本的考え方

児童福祉法が定めるように、「すべての子どもが、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達等が保障された家庭の中で健やかに育つ」ことは、私たち県民すべての願いです。

一方で、何らかの理由で、子どもを家庭で養育することが困難または適当でない場合があります。

秋田県社会的養育推進計画（以下「本計画」という。）においては、そうした子どもたちに対し、本県が取り組むべき社会的養育の考え方やあり方を定めるものです。

### (2) 基本方針

本計画の基本方針は、児童福祉法の理念を踏まえ、「家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護」とします。

### (3) 全体像

本計画は、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益を図るため、次の点について定めます。

- ① 基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 計画期間における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑪ 留意事項

### (4) 計画期間

令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とし、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を前期、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を後期とします。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

また、計画の進捗状況については、毎年度、検証を行い、社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会（以下「部会」という。）に検証結果を報告するとともに、必要な場合は中間年を目安として計画の見直しを行います。

### (5) 評価指標等で使用する数値

本計画において、達成状況を確認するために評価指標等で使用する数値は、特別な事情がない限り、当該年度末のものとしします。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組

### (1) 基本的考え方

社会的養育を必要とする子どもたちは、保護者と離れることによって、自らの責任とは関わりなく、それまで暮らしていた学校や地域、生活環境等が大きく変わる可能性があります。

こうした厳しい状況に置かれた子どもたちが健やかに成長していくためには、私たちの支援は当然必要ですが、子どもたち自身に、自分の「今」や「未来」を考えてもらい、それを私たちが真摯に受け止めることが大切です。

子どもが自ら考えたことを聞き取る（以下「意見聴取」という。）際には、事前に子どもの権利を分かりやすく説明した上で、その気持ちや願いを丁寧に受け止めながら、子どもの年齢や成長に応じて、これからどうしていきたいのか、どうしていくのかを一緒に考えていきます。

## (2) 取組

子どもへの意見聴取は、対話、手紙、アンケートなどの方法が考えられます。内容に誤解や齟齬が生じないように、子どもに寄り添った対話での意見聴取が基本となりますが、子どもの権利擁護の取組強化が求められていることから、手紙やアンケートを活用します。

一方で、こうした手法は技術的な手段となりがちです。保護者と離れ、児童養護施設や乳児院（以下「施設」という。）、児童相談所で過ごす時間は、子どもたちにとって非日常の連続です。複雑な事情を抱えているため、対応が難しい場合も多くありますが、気持ちや意見、困り事などを引き出すために、その思いを受け止め、寄り添い続ける姿勢が何よりも重要であることを忘れずに対応します。

### ① 対話

自分の意思とは関係なく、家族、学校、友達から離れた記憶は子どもにとって深い傷となっている可能性があります。そうした状況の中で、自ら意見を述べ、話し合い、理解される記憶や体験が自信につながり、人に対する思いやりと責任感が醸成されます。

一方で、子どもの意見には、実現できないことも含まれています。子どもに対し、「できない理由」をしっかりと伝え、「だったら、こうしていこう」とする可能な代替策や、将来的な目標を話し合ったり、我慢を促したりすることで、それぞれの子どもの即した成長を支援します。

### ② 手紙（意見箱）

現在も、一時保護所のある中央児童相談所のほか、児童養護施設に意見箱を設置し、子どもの意見等を聞いています。対話を通じて、日々の話を聞き取っているため、利用頻度は多くありませんが、口では言いにくいことの表現方法として、今後、より一層の活用を進めていきます。

いただいた手紙は、一見して、子どもの成長とは関わりのない軽易な内容である場合も多く含まれますが、そうであったとしても、児童相談所内で情報共有し、子どもと話し合う機会を持ちます。話し合った内容は、部会に報告し、委員の意見を聞くものとします。

児童養護施設も同様の対応を進めますが、手紙の報告及び意見聴取は、それぞれの施設が設置する児童見守り委員会において行い、同委員会が特に必要と認めた場合は、児童相談所を通じて部会の意見を聞くものとします。

### ③ アンケート

対話や手紙とは別に、一時保護や児童養護施設への入所後、子どもへのアンケートを実施します。子どもの気持ちは、時間の経過とともに変化することが想定されることから、一時保護期間中は、一定の期間ごとに実施します。

アンケートは、子ども自身が最も自由に書きやすいように工夫して実施し、子どもたちが書いてくれたアンケートは、その内容に応じて児童相談所が必要な対応を協議・実施するとともに、アンケートの内容と対応状況等について、直近の部会に報告し、委員の意見を聞くものとします。

また、児童養護施設が一時保護を受託した子どもについては、児童相談所と同じ頻度でアンケートを実施するほか、措置入所児童についても定期的にアンケートを行い、子どもの声は施設内で情報共有します。

なお、施設で行ったアンケートの内容が、子ども自身の措置や援助指針に関わるものである等、児童相談所の対応が必要であった場合は、速やかに児童相談所に報告するものとし、報告を受けた児童相談所は、子どもの心情や年齢に配慮しながら、現状や見通し等について丁寧に説明するとともに、直近の部会において、子どもの声と児童相談所の対応状況等を報告の上、委員の意見を聞くものとします。

### ④ 職員の資質向上

児童福祉法に基づいて県が実施する児童福祉司等を対象とした研修には、子どもの権利擁護に関わる講義も含まれていることから、職員の受講を推進し、職員の資質向上に努めます。

【児童福祉司等の資質向上のための研修等事業】

関連する講義名	コマ数
子どもの権利擁護	1コマ ( 90分)
児童相談所における方針決定の過程	1コマ ( 90分)
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4コマ (360分)
子どもの面接・家族面接に関する技術	1コマ ( 90分)

※ 対象となる講義やコマ数は、年度によって変動する場合があります。

(3) 評価指標

一時保護を行う子どもの数は、年度によって増減があるほか、後述する「8-(2)-③ 一時保護日数の短縮に向けた取組」で触れるように、一時保護期間の短縮に取り組んでいくため、一時保護児童ではなく、施設入所児童に対する定期的な実施を評価指標とします。

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
定期的なアンケート実施施設数	0	4	4

※ 現在も手紙等への対応はしていますが、新たな仕組みのため、H30年度は0件とします。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 基本的考え方

社会的養育を必要とする子どもが、いったんは親元を離れて暮らしても、児童福祉法が定める基本理念に基づき、将来的には家庭に復帰し、保護者の元で心身ともに健やかに養育されるよう取り組んでいます。

核家族化が進んだ現代社会においては、保護者が子育ての悩みを抱えたまま孤立してしまう事例も多いことから、保護者が子育てで悩みを抱えているときに、早い段階で寄り添い、相談に応じる機関があることで、問題の深刻化を未然に防止する、或いは子どもが親元を離れたとしても短期間で復帰することができます。

こうした子育て支援は、児童福祉法において、子どもに最も身近な自治体である市町村が行うものとされており、国では、平成29年4月1日から、「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」の設置等による相談支援体制の整備推進を市町村に求めています。

また、ひとり親家庭や特定妊婦等からの多様なニーズに対応するため、市町村は母子生活支援施設をはじめとした関係機関と連携した支援を強化することが求められているほか、母子生活支援施設は地域に開かれた施設として機能強化を図ることが期待されています。

さらに、家庭からの専門的相談への対応や市町村への技術的助言等を行うなど、児童相談所の補完的役割を負うこと等が期待されている児童家庭支援センターについても開設の検討を進めます。

(2) 取組

① 子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター

児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」は、国から一体的に支援を実施することが望ましいとされています。

県内では、設置済みの市町村もありますが、今後も、各市町村が地域の状況等を踏まえた上で設置を進めるとともに、研修等を通じて職員の専門性や対応力の向上を図ります。

【県内の設置状況：平成31年4月1日現在】

名 称	設置済み市町村	
子ども家庭総合支援拠点	2	秋田市、湯沢市
子育て世代包括支援センター	9	秋田市(2)、能代市、大館市(2)、男鹿市、湯沢市、鹿角市(2)、仙北市(2)、小坂町、井川町

## ② 母子生活支援施設の活用

「母子生活支援施設」は、母と子どもを分離することなく母子で入所出来る機能を持ち、施設にて家庭養育の支援が可能なことから、子どもが乳児院や児童養護施設等から家庭復帰する際などの活用促進や、市町村と情報共有・情報交換を進め、母子生活支援施設の特徴を活かした多機能化を検討していくとともに、研修等を通じて職員の専門性や対応力の向上を図ります。

## ③ 児童家庭支援センターの開設

児童相談所の補完的な役割を負うことが期待されている「児童家庭支援センター」は、本県では未整備ですが、果たすべき機能などを踏まえた上で、関係機関等と情報共有・情報交換を進め、整備の可否、整備するとした場合の具体的な業務内容や担い手、設置場所や具体的な支援方法等を検討します。

## (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
子ども家庭総合支援拠点実施数	(H31.4.1現在) 2	25	25
子育て世代包括支援センターの実施数	(H31.4.1現在) 9	15	25
児童家庭支援センターの実施数	0	3	3

※ 子ども家庭総合支援拠点については、平成30年12月に国の関係府省庁連絡会議で決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4年度までに全市町村に設置するとの目標が示されております。

## 4 計画期間における代替養育を必要とする子ども数の見込み

### (1) 基本的考え方

本県では、少子化が進展しているものの、児童相談所で一時的に保護した子どもについて、家庭復帰の原則を丁寧に進めていることなどにより、代替養育を必要とする子ども（以下、「代替養育必要児童」という。）の数は、平成27年度まで減少傾向が続いた後は同規模で推移しています。こうした傾向を踏まえ、今後の代替養育必要児童数の見込みを策定します。

### (2) 各種データから読み取れる傾向

児童人口は、毎年4,000人強（△3%前後）ずつ減少しているのに対し、代替養育必要児童数は、ここ4年（H27～H30）、200人前後で推移しています。

これは、児童虐待対策が強化されたことに伴い、児童相談所相談受付件数は概ね横ばいな中、養護相談、特に児童虐待相談が著しく増加した結果、児童虐待により親子分離が必要な児童については、乳幼児の場合、乳児院や児童養護施設へ委託一時保護を行うケースが著しく増加していること、一時保護児童は家庭復帰を丁寧に進めている一方、施設入所に至る児童もここ4年、40人弱の同規模で推移していることなどから、児童虐待相談の増加が、代替養育必要児童数が減少しない大きな要因になっているものと推察されます。

なお、児童虐待相談は、ここ4年（H27～H30）、450件程で推移しており、この傾向は、今後も暫く続くものと見込まれます。また、ここ数年、乳児院から里親委託に至るケースが増加しているため、今後、乳児院入所児童数には大きな変化は生じない一方、児童養護施設入所児童数は漸減していくものと考えられます。

### (3) 代替養育を必要とする子ども数の算出

これまでの実績から、潜在的需用児童を代替養育必要児童に加えると、代替養育必要児童が多くなりすぎて、実数と50人以上かけ離れてしまうことから、以下により推計します。

ア 実数（最小見込み）：H27～H30の「実際の児童人口に占める代替養育必要児童の割合」の平均値（0.00144）×「推計児童人口（18歳以下）」

イ 実数（最大見込み）：H27～H30の代替養育必要児童数に変動が少ないことから、「199+188+198+205」÷4=198」で固定

ウ 実数（アとイの中間値） ⇒ 代替養育必要児童数として採用

エ 年齢区分別：H30末の実績により、3歳未満（22/205）：10.73%、3歳以上就学前（26/205）：12.68%、学童期以降（157/205）：76.59%で固定

なお、推計児童人口（18歳以下）は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」の都道府県別人口とし、推計人口は年齢幅が5歳ごと（0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳）になっているため、15～19歳から1/5を差し引いた上で、4区分の人口を合計したものとしました。

また、実際の児童人口は「秋田県年齢別人口流動調査結果（各年度10月1日現在）」の数値、児童相談所相談受付件数、養護相談件数、児童虐待相談件数、H27～H30の代替養育必要児童数は「福祉行政報告例（各年度末）」の数値を用いました。

【代替養育必要児童数（各年度末）：人】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R6年度	R11年度
①推計児童人口	140,104	136,243	132,382	128,521	124,660	107,681	93,070
②実際の児童人口	144,874	138,724	134,572	130,291			
③児童相談所相談受付件数	2,478	2,300	2,457	2,292			
④養護相談件数	528	473	602	567			
⑤児童虐待相談件数	441	396	502	492			
代替養育必要児童							
⑥秋田県家庭的養護推進計画	274	267	260	253	246	230	219
⑦実数（最少見込み）	199	188	198	205	180	155	134
⑧実数（最大見込み）					198	198	198
⑨秋田県社会的養育推進計画	199	188	198	205	189	177	166
3歳未満	21	20	21	22	20	19	18
3歳以上就学前	25	24	25	26	24	22	21
学童期以降	153	144	152	157	145	136	127
②に占める⑨の割合	0.00137	0.00136	0.00147	0.00157			
①に占める⑨の割合					0.00152	0.00164	0.00179

## 5 里親等への委託の推進に向けた取組

### (1) 基本的考え方

本県は、平成26年度に策定した「秋田県家庭的養護推進計画」に基づき、当時6.1%だった里親等委託率を、令和11（平成41）年度まで33%に引き上げるとする目標を定めています。

一方で、平成29年9月に国が公表した「新しい社会的養育ビジョン」が定める目標値は、この数値だけでなく、全国で最も高い新潟県の数字（平成29年度末：新潟県全体46.6%、新潟市57.5%、新潟県42.0%）も大きく上回っています。

本県においては、同ビジョンが掲げる目標値（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）を念頭に置きつつ、今後、国が検討するとしている新たな施策、他都道府県等の取組や状況等を注視しながら、里親の確保と資質の向上を図るとともに、子どもの意見尊重と保護者の里親委託に対する理解に努め、秋田県家庭的養護推進計画の目標値を上回るように、必要な取組を進めます。

【秋田県家庭的養護推進計画が定めていた委託率の目標】

年度	H26年度初	H30年度	R元年度	R6年度	R11年度
目標値	6.1%	12.2%	12%	20%	33%

※ 目標値は5年毎であったため、H30年度末の目標値は定められておらず、実績値。

## (2) 取組

本県の里親等委託率は、秋田県家庭的養護推進計画を策定以降、各種取組を強化した結果、徐々に上昇してきておりますが、家庭復帰に最大限努力しても、なお代替養育が必要と判断された場合は、子どもたちの最善の利益を図るため、今後より一層、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を進めていきます。

### ① 里親支援機関事業

乳児院及び児童養護施設を里親支援機関に指定した上で、里親制度の普及啓発や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修事業等を委託し、関係機関相互の連携した取組を通じて里親委託を推進します。また、里親会の活性化に向けて、里親同士の相互交流による養育技術の向上や経験継承、孤立化防止などの活動を支援し、里親支援機関の指定についても検討していきます。

### ② 施設入所児童家庭生活体験事業

乳児院及び児童養護施設等に入所している子どもにとっては、施設での団体生活とは異なる一般家庭での生活体験を通じて、健やかな成長と家族観が育まれるとともに、里親家庭にとっても実際の受け入れ体験によって資質とモチベーションの向上につながります。

また、里親のマッチングの機会としても有用であることから、積極的な活用を進めます。

### ③ 里親支援コーディネーター

里親支援を専門に行う里親支援コーディネーターを配置し、施設等と連携しながら、子どもを委託していない里親登録家庭への訪問や、子どもと里親とのマッチング等を行い、里親委託を推進します。

### ④ 里親制度普及説明会

市町村の里親業務関係職員を対象に、里親委託の大切さや、里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成します。

### ⑤ 里親制度地域セミナー

市町村の一般住民、ファミリー・サポート会員、職員、民生・児童委員、福祉関係者等を対象に、里親委託の大切さや、里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成するとともに、新たな里親登録を呼びかけます。

### ⑥ フォスタリング（里親養育包括支援）機関事業

新しい社会的養育ビジョンに基づき、里親のリクルートや里親家庭への訪問、子どもと里親とのマッチングなど、里親業務の包括的担い手となるフォスタリング機関事業を新設し、フォスタリング機関が児童相談所や施設等と連携して里親委託を推進します。

なお、フォスタリング機関事業は、外部委託を積極的に進め、多様な担い手による里親委託の推進に取り組みます。

### ⑦ 子育て世代への情報提供

子育て世代を対象に、PTAや学校行事等を活用して里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成するとともに、新たな里親登録を呼びかけます。

## (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
登録里親数	84	170	245
代替養育必要児童数	205	177	166
里親等委託率	12.2	26.0	40.0
里親・ファミリーホーム委託児童数	25	46	67
フォスタリング機関実施数	0	1	1

※ 登録里親数は、年間15組の増加を目指します。

※ 平成29年度末で、児童相談所を設置している69都道府県市の里親等委託率の平均は、19.7%です。40%を達成した場合、現時点の数値と比較すると全国で5番目となります。

※ 里親等委託率の目標値は、最低限の達成目標とし、時期、率ともに、これを上回ることを目指します。

## 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### (1) 基本的考え方

特別養子縁組は、代替養育必要児童について、保護者の同意が最も得にくい制度であり、本県において、児童相談所が関与した特別養子縁組は、近年で年間0～3件程度と少ない状況にあります。

一方で、特別養子縁組が、永続的な安定した養育環境の提供に有効であるとされていることを踏まえ、例えば、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず他に養育できる親族がいない子ども、新生児・乳幼児で長期的に保護者の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどについて、可能性を積極的に検討します。

### (2) 取組

児童相談所が、代替養育必要児童の援助方針を決定する場合は、保護者の意向に配慮しながらも、子どもの最善の利益が確保されることを主目的に、保護者による養育の実現性を十分に検討した上で、特別養子縁組、普通養子縁組の適性について判断します。

その際、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、親族による養育や親族との養子縁組による養育、さらには親族里親制度を活用しての養育など、親族による養育や支援の可能性についても十分に調査・検討します。

また、望まない妊娠など、保護者の養育意思が薄いことを医療機関等が把握した場合、保護者支援を主目的とした保健機関の取組を優先しつつも、状況によっては、児童相談所やフォスタリング機関が里親委託等の制度を保護者に説明するなど、子どもの最善の利益を考慮した対応を図ります。

こうした取組を進める上で、民法等の一部を改正する法律が6月7日に成立し、特別養子となる者の上限年齢が15歳未満へ引き上げられ、特別養子縁組の成立の手續に係る規律も、特別養子適格確認の審判と特別養子縁組成立の審判の2段階に分けられるなど、制度の利用促進に向けた見直しが行われましたが、今後は、施行日や具体的な事務手続き等について注視して参ります。

なお、本県には、里親委託の民間あっせん機関がありませんが、他の自治体の機関を利用して特別養子縁組を結んだ事例もあることから、そうした相談があった場合は適切な情報提供を行うとともに、設立の動きがある場合は、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に定める許可を受けることを前提として連携等を検討します。

### (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
児童相談所が関与した特別養子縁組成立数	1	5	5

※ 特別養子縁組等の推進については、適宜、他県の取組状況等を確認していきます。

## 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### (1) 基本的考え方

代替養育必要児童については、より家庭的な生活環境で養育することが求められており、家庭養育優先を原則としていますが、やむを得ず施設で生活する子どもは、できるだけ少人数を生活単位とする小規模化を進めることが望ましいとされています。

同時に、新しい社会的養育ビジョンでは、施設を地域の社会的養護の拠点とすることも目指すものとしており、施設の小規模化とともに、施設機能や専門性を生かした地域支援を行うための地域分散化を進めることも求めています。

一方で、少子化の進展や里親委託の推進等により、本県で社会的養護を必要とする子どもの数は将来的には減少する可能性があることから、施設は、入所児童数の減少を見据え、これまで培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性をもとに、従来との運営とは異なる多機能化・機能転換を検討する必要があります。

【施設の状況等：平成31年4月1日現在】

種 別	施 設 名	所 在 地	定員 (暫定定員)
乳児院	秋田赤十字乳児院	秋田市	30
児童養護施設	聖園天使園	秋田市	38
	地域小規模	秋田市2 (本園敷地外)	12
	感恩講児童保育院	秋田市	45
	地域小規模	秋田市 (R1建設予定)	6
	県南愛児園	横手市	30
	地域小規模	横手市 (本園敷地外)	6
	陽清学園	北秋田市	30
地域小規模	北秋田市2 (本園敷地外)	12	
母子生活支援施設	秋田わかばハイム	秋田市	20
	秋田聖徳会若草ハイム	秋田市	20
	秋田婦人ホーム	秋田市	20
	能代松原ホーム	能代市	10 ( 9)
	横手市サンハイム	横手市	20 (17)
	白百合ホーム	大館市	20
	ハニーハイムかづの	鹿角市	10

※ 感恩講児童保育院の地域小規模は、R元年度、本園敷地外に建設予定。

## (2) 取組

里親委託を行うことができず、施設養育を必要とする子どもの居場所が損なわれることのないよう、施設の高機能化及び多機能化・機能転換の具体的な手法を検討していきます。

一方で、施設の小規模かつ地域分散化を進めることは、施設にとっても費用負担が必要であるほか、本体施設と小規模施設の職員配置の再構築や、将来的な措置児童数の見通し、施設の運営手法等を慎重に検討する必要があります。

なお、児童自立支援施設についても、ケアニーズの高い代替養育必要児童と関連が深いことから、可能な限り対応を検討していくものとします。

### ① フォスタリング（里親養育包括支援）機関事業（再掲）

新しい社会的養育ビジョンに基づき、里親のリクルートや里親家庭への訪問、子どもと里親とのマッチングなど、里親業務の包括的担い手となるフォスタリング機関事業を新設し、フォスタリング機関が児童相談所や施設等と連携して里親委託を推進します。

なお、フォスタリング機関事業は、外部委託を積極的に進め、多様な担い手による里親委託の推進に取り組みます。

### ② 児童家庭支援センターの開設（再掲）

児童相談所の補完的な役割を負うことが期待されている「児童家庭支援センター」は、本県では未整備ですが、果たすべき機能などを踏まえた上で、関係機関等と情報共有・情報交換を進め、整備の可否、整備するとした場合の具体的な業務内容や担い手、設置場所や具体的な支援方法等を検討します。

### ③ 乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

家庭養育優先の原則を進める中で、施設養育が必要な子どもを養育している「乳児院」や「児童養護施設」においては、小規模かつ地域分散化による「できる限り良好な家庭的環境」の提供に努め、高機能化された養育や、親子関係再構築に向けた保護者等に対する支援、里親や特別養子縁組家庭への援助など、施設の持つ専門性を更に高めていくことが求められています。

施設の高機能化及び多機能化・機能転換については、具体的な手法を検討していくとともに、施設の小規模かつ地域分散化の具体については、設置場所や整備費の確保、職員の配置や育成、運営手法などを慎重に検討していく必要があります。

【各施設における小規模・多機能化等推進計画】

各年度			H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
聖園 天使園	施設整備(エット化等) 予定時期									里親支援			
	本 体 内	①入所定員数	45	35	35	30	30	25	25	20	20	20	20
		うち 施設内エット	エット数	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		施設内エット	入所定員数	45	35	35	30	30	25	25	20	20	20
	本 体 外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	③入所定員数		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	合 計 (①+②+③)			57	47	47	42	42	37	37	32	32	32
	一時保護専用施設開所						開所(4)						
児童家庭支援センター開設						開設							
感恩講 児童 保育院	施設整備(エット化等) 予定時期									継続			
	本 体 内	①入所定員数	45	39	33	28	28	28	23	23	23	23	23
		うち 施設内エット	エット数	7	6	6	5	5	5	4	4	4	4
		施設内エット	入所定員数	45	39	33	28	28	28	23	23	23	23
	本 体 外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数		1	2	2	2	2	2	2	2	2
	③入所定員数			6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	合 計 (①+②+③)			45	45	45	40	40	40	35	35	35	35
	一時保護専用施設開所												
児童家庭支援センター開設													
県南 愛 児園	施設整備(エット化等) 予定時期						本体改築	フオスター リンク					
	本 体 内	①入所定員数	30	30	30	24	24	24	24	24	24	24	16
		うち 施設内エット	エット数	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4
		施設内エット	入所定員数	8	8	8	8	8	24	24	24	24	16
	本 体 外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	③入所定員数		6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	18
	合 計 (①+②+③)			36	36	36	36	36	36	36	36	36	34
	一時保護専用施設開所												開所予定
児童家庭支援センター開設							開設予定						
陽清 学 園	施設整備(エット化等) 予定時期									本園移			
	本 体 内	①入所定員数	45	30	30	30	30	30	16	16	16	16	16
		うち 施設内エット	エット数	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		施設内エット	入所定員数	16	30	30	30	30	16	16	16	16	16
	本 体 外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	③入所定員数		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	合 計 (①+②+③)			57	42	42	42	42	42	28	28	28	28
	一時保護専用施設開所						開所予定						
児童家庭支援センター開設					開設予定								

各年度		H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
秋田赤十字乳児院	施設整備(ユニット化等) 予定時期			フォスタ リンク									
	本体内	①入所定員数	30	28	27	26	25	24	24	24	24	24	24
		うち	ユニット数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		施設内ユニット	入所定員数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	本体外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数										
			③入所定員数										
	合 計 (①+②+③)		30	28	27	26	25	24	24	24	24	24	24
	一時保護専用施設開所												
児童家庭支援センター開設													
児童養護施設	施設整備(ユニット化等) 予定時期		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	本体内	①入所定員数	165	134	128	122	112	107	88	83	83	83	75
		うち	ユニット数	16	16	16	15	15	18	17	17	17	17
		施設内ユニット	入所定員数	114	112	106	96	96	107	88	83	83	83
	本体外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数	5	6	7	8	8	8	8	8	8	9
			③入所定員数	30	36	42	48	48	48	48	48	48	54
	合 計 (①+②+③)		195	170	170	170	160	155	136	131	131	131	129
	一時保護専用施設開所		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童家庭支援センター開設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	施設整備(ユニット化等) 予定時期			乳児院F			県療 県F	陽南療	聖麗児童				
	本体内	①入所定員数	195	162	155	148	137	131	112	107	107	107	99
		うち	ユニット数	18	18	18	17	17	20	19	19	19	19
		施設内ユニット	入所定員数	126	124	118	108	108	119	100	95	95	87
	本体外	分園型小規模 グループケア	グループケア数										
			②入所定員数										
		地域小規模	施設数	5	6	7	8	8	8	8	8	8	9
			③入所定員数	30	36	42	48	48	48	48	48	48	54
	合 計 (①+②+③)		225	198	197	196	185	179	160	155	155	155	153
	一時保護専用施設開所					豊陽			感徳講 多機能				県
児童家庭支援センター開設				陽	豊	陽							

#### ④ 母子生活支援施設の多機能化

「母子生活支援施設」は、ひとり親家庭や特定妊婦に対する支援の充実を図る上で、地域における重要な社会資源であります。

母子生活支援施設が、施設の持つ機能を活用し、支援の拡充に向けて、新たにショートステイ機能を担うことは、サービスを必要とする家庭にとって、住所地により身近な施設の利用が可能となることから、子育ての利便性が向上するとともに、施設の地域分散化と多機能化にも資する取組となります。

一方で、母子生活支援施設の職員体制から、多機能化を進めるためには専任職員等の配置が必要なものの相当数の需要が見込めず、現状ではショートステイの実施が困難な施設もあります。

施設が、改築も含めて多機能化を検討するに当たっては、こうした点について話し合った上で、県の支援方法等を検討します。

### ⑤ 児童養護施設や乳児院への里親認定研修の委託

里親に関心を持つ県民からは、県が主催した里親認定研修会場が秋田市のみで開催されることや、受講日が定められていることから、里親になりたいと思っても、場所や日時の関係で研修を受講できないという意見を聞きます。

このため、乳児院と児童養護施設に里親に係る研修業務を委託し、研修会場を県内各地域に拡大するとともに、研修日時等についても施設と里親希望者が話し合っ、柔軟に決められるようにします。

### (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
多機能化した児童養護施設数	0	4	4
多機能化した乳児院数	0	1	1
多機能化した母子生活支援施設	0	1	1
施設が実施した里親認定研修の受講者数	0	20	30
代替養育必要児童数	205	177	166
里親等委託率	12.2	26.0	40.0
施設入所児童数	180	131	99
乳児院	25	24	24
児童養護施設	155	107	75

※ 母子生活支援施設については、ショートステイ機能導入などの意思確認を行いながら、可能性を検討していきます。

## 8 一時保護改革に向けた取組

### (1) 基本的考え方

一時保護は、虐待を受けた子どもの安全確保や、心身の状況、生活環境等の状況把握が必要な場合などに行うものであり、生活場面で子どもと関わり寄り添いながら、子どもや家族に対する支援内容を検討し、援助方針を定めるものです。

子どもを一時的に家庭から分離して保護することは、子どもの心身の安全確保や安全確認を行う上で必要な対応である反面、子どもにとっては大きな環境変化を伴い、不安な状況に置かれることになるため、子どもの権利擁護の観点からも、出来るだけ期間の短縮化に努める必要があります。

同時に、子どもの状態や保護者の意向、地域性などを踏まえながら、里親、児童養護施設や乳児院等への一時保護委託を選択肢として検討します。

なお、本県は、県内に3児童相談所がある中で、秋田市新屋にある中央児童相談所にのみ一時保護所がありますが、同所は昭和48年代に建設されたため老朽化が進んでおり、現在、女性相談所、福祉相談センター及び精神保健福祉センターとともに、施設の複合化による機能強化・合理化を目指した建て替えの検討を進めています。新複合化相談施設が開設される際は、新たな一時保護所において、「できる限り良好な家庭環境」が提供出来るよう、環境整備や体制整備に努めます。

### (2) 取組

#### ① 一時保護の委託

一時的な保護であったとしても、子どもが家族と離れて暮らすことは、とても大きな出来事です。

このため、中央児童相談所にしかない一時保護機能の活用を図るだけでなく、子どもの状態や保護者の意向、家族の状況、地域性等を勘案し、子どもの生活や教育の変化を出来るだけ抑えるために、里親、児童養護施設や乳児院、児童自立支援施設等に一時保護を委託することを検討します。

特に、子どもが学童期以降の年齢に達しているなど、自分の意思や希望を持っている場合、丁寧な聞き取りを行い、対話を通じて子どもの希望に寄り添うよう努めます。

なお、一時保護委託を行う場合は、委託先で、子どもの状態を把握した上で、心身の安定を図り、安心感を持って生活できるように支援しながら、行動観察を実施することに考慮し、委託先に対しては、十分な情報提供を行う必要があります。

② 一時保護専用施設

県内では、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設のいずれにも一時保護専用施設は整備されていません。

今後、国の「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「本体施設とは別に4人以上6人以下の受入定員」の専用施設について、施設から整備する意思が示された際には、一時保護となった子どもが、生まれ育った地域により近い環境で生活することが望ましいこと等を考慮し、受入定員の規模などを話し合った上で、支援方法等を検討します。

③ 一時保護日数の短縮に向けた取組

一時保護は、子どもの安全確保や安全確認を行う上で、決して躊躇してはならないものですが、一方で、子どもの生活を大きく変化させ、それまで通っていた学校等への通学を困難にするなど、子どもの持つ社会的なつながりを継続させ、健やかな成長を後押しする上では、問題点もあります。このため、必要最小限の期間とされている一時保護は、より短期間であることが望ましく、現在、全国平均を上回っている本県の一時保護日数の短縮化に取り組みます。

- ・ 一時保護事案全体について、援助方針の決定を迅速化
- ・ 一時保護の目的に応じた各種診断の効率的な実施（緊急保護やアセスメント保護、短期間の心理療法やカウンセリング、生活面の短期入所指導など、一時保護の有する機能の中で、それぞれの目的に応じて必要な診断を実施するとともに、目的達成による一時保護解除後は、援助経過の中で、適宜、追加・修正が必要な診断を実施して、都度、援助方針に反映）
- ・ 30日を超える一時保護の解消（心理検査や行動観察等の短縮化、迅速な援助方針決定と保護者調整等）

【一時保護期間】

評価指標	年 度		
	H28年度	R6年度	R11年度
秋田県の平均日数	42.2	33.7	27.0
全国の平均日数	30.1	—	—

※ 全国平均が公表されている平成28年度の数値を参考値として計上。5年ごとに20%短縮を目標値として設定します。

④ 一時保護職員の資質向上

児童福祉法で義務付けられた児童福祉司等に対する研修の中で、一時保護職員にも有意と考えられる講義については、積極的な受講を推進するなど、職員の資質向上に取り組みます。

⑤ 一時保護を必要とする子ども数の見込み

児童人口は、毎年4,000人強（△3%前後）ずつ減少しているのに対し、児童虐待対策が強化されたことに伴い、児童相談所相談受付件数は概ね横ばいな中、養護相談、特に児童虐待相談が著しく増加しています。

この結果、児童虐待により親子分離が必要な児童については、乳幼児の場合、乳児院や児童養護施設へ委託一時保護を行うケースが著しく増加していることから、今後、委託一時保護児童数には大きな変化は生じない一方、所内一時保護児童数は漸減していくものと考えられます。

⑥ 一時保護を必要とする子ども数の算出

これまでの実績から、以下により推計します。

- ア 実数（最小見込み）： H30の所内一時保護がH20以降最多で、R1も引き続き同様の傾向が続いていることから、  
H30の「実際の児童人口に占める所内一時保護児童の割合」（0.00076）  
× 「児童人口（18歳以下）」 + H30の委託一時保護児童数が  
H19以降最多だったことから、「85」で固定
- イ 実数（最大見込み）： H30の一時保護児童数がH19以降最多だったことから、「184」で固定
- ウ 実数（アとイの中間値） ⇒ 一時保護を必要とする子ども数として採用
- エ 所内一時保護： ウからオを引いたもの
- オ 委託一時保護： H30の委託一時保護児童数がH19以降、最多だったことから、「85」で固定

なお、推計児童人口、実際の児童人口、児童相談所相談受付件数は、4－(3)と同様で、一時保護児童数は「福祉行政報告例（各年度末）」の数値を用いました。

【一時保護を必要とする子ども数（各年度末）：人】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R6年度	R11年度
①推計児童人口	140,104	136,243	132,382	128,521	124,660	107,681	93,070
②実際の児童人口	144,874	138,724	134,572	130,291			
③児童相談所相談受付件数	2,478	2,300	2,457	2,292			
④養護相談件数	528	473	602	567			
⑤児童虐待相談件数	441	396	502	492			
一時保護児童							
⑥実数（最少見込み）	93	99	134	184	180	167	156
⑦実数（最大見込み）					184	184	184
⑧一時保護児童数	93	99	134	184	182	175	170
⑨所内一時保護	66	65	74	99	97	90	85
⑩委託一時保護	27	34	60	85	85	85	85
②に占める⑨の割合	0.00046	0.00047	0.00055	0.00076			
①に占める⑧の割合					0.00146	0.00164	0.00183

### (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
一時保護専用施設の設置数	0	5	5

※ 一時保護専用施設については、施設の整備意向を確認しながら、4～6人の定員に見合う一時保護の可能性を検討していきます。

## 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### (1) 基本的考え方

児童養護施設の退所者については、アフターケアも施設の業務と位置づけられていることもあり、退所後も、生活状況の確認やSNS、施設だよりなどの情報発信等により、つながりの維持に努めています。

また、退所後に施設を訪問する方々を積極的に迎え入れ、気軽な会話や、悩み相談等、なんでも話し合える雰囲気醸成しています。

一方で、平成28年の改正児童福祉法により、18歳到達後も社会的養護自立支援による支援体制が制度的に整備されたところですが、対象者がいなかったこともあり、本県ではこれまで事業実績はありません。

### (2) 取組

本県が実施した児童養護施設退所者に対するアンケートでは、親兄弟やお金に関する悩みが多く、将来不安や相談相手の不在も見られたほか、相談相手は、施設職員や友人が多いという結果となっております。

進学や就職により施設を退所して自立生活を行う場合、頼りになる大人の存在が少ないため、その前途は多難なことが多く、施設退所後の施設とのつながりが重要であることから、今後は、各施設において、施設退所者の実態把握やライフステージに合わせた相談援助に一層努めるほか、必要に応じた支援方法等を検討していきます。

#### ① 社会的養護自立支援事業

ニーズの内容等を踏まえ、必要に応じて支援コーディネーターの配置の可否を検討するほか、居住費支援、生活費支援、生活相談支援、就労相談支援等の支援を検討します。

② 就学者自立生活援助事業

ニーズの内容等を踏まえ、一般生活費や、特別育成費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費の支援を検討します。

③ 児童養護施設分園型自活訓練事業

施設退所後の社会的自立促進を図るため、対象となる子ども数や事業効果等を勘案した上で、退所前の一定期間における自立のための個別支援を検討します。

④ 社会復帰等自立促進事業

生活面や就労面に不安などのある施設退所者の社会的自立促進を図るため、対象となる子ども数や事業効果等を勘案した上で、一時的な施設の居場所の確保や、生活指導、就職指導等の個別支援を検討します。

(3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
自立援助ホームの入居者数	1	3	3

※ 各児童相談所から一人ずつの入居者を見込んでいます。社会的養護自立支援事業等については、施設入所者の退所後の希望等を勘案して、その後の生活などを話し合うことから、目標値は設定しませんが、希望者が見込まれる場合は事業の実施を検討します。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 基本的考え方

国は、中核市・特別区に児童相談所の設置を推進するものとしていますが、本県の中核市である秋田市では、検討はしているものの、児童相談所の新設・運営に伴う専門職員の確保や財源の確保などの課題が大きく、平成28年改正児童福祉法附則第3条に定める国の支援策のすべてが明らかになる前の具体的な検討は困難な状況です。

また、本県は、昭和48年代に建設された中央児童相談所について、現在、女性相談所、福祉相談センター及び精神保健福祉センターとともに、施設の複合化による機能強化・合理化を目指した建て替えの検討を進めています。

児童福祉司については、平成28年4月の「児童相談所強化プラン」に基づいて増員を進めておりますが、平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、更に全国で2千人程度増員するとした国の新基準を踏まえながら、児童福祉司等の増員を計画的に進めていくとともに、研修等を通じて職員の専門性や対応力の向上を図ります。

なお、弁護士は法律顧問としての契約を結んだ弁護士が、医師は嘱託医として配置した医師が、それぞれ児童相談所で適宜相談に当たっています。

加えて、警察との連携においては、平成28年度から各児童相談所に現職警察官を配置し、平成29年度には情報共有に関する協定を締結しておりますが、今後も引き続き、連携強化を図っていきます。

(2) 取組

① 秋田市への児童相談所設置

今後、秋田市が、児童相談所設置の検討を進める際には、必要に応じて情報提供を行い、支援策を検討します。

② 児童相談所の体制強化

児童相談と関連の深い女性相談や障害者相談、非行少年相談と、一体的な対応が出来る体制について検討を進めるとともに、引き続き、関係機関との連携強化を図っていきます。

また、国の新基準に基づいて児童相談所の児童福祉司等の増員を図るとともに、福祉専門職の採用を進め、対応力を強化します。

### (3) 評価指標

評価指標	年 度		
	H30年度	R6年度	R11年度
児童相談所の児童福祉司数	国の配置基準	国の配置基準	国の配置基準
児童相談所の児童心理司数	国の配置基準	国の配置基準	国の配置基準

※ 児童福祉司の配置基準人数（児童福祉法施行令：令和4年3月31日までの経過措置）  
平成27年国勢調査結果による人口をもとに算出

	中央児相	北児相	南児相	合計
平成31年4月1日現在	14	7	8	29
令和4年3月31日まで	19	9	11	39
不足数	5	2	3	10

※ 児童心理司の配置基準人数（児童相談所運営指針：児童福祉司2人につき1人以上配置）

	中央児相	北児相	南児相	合計
平成31年4月1日現在	8	3	3	14
令和4年3月31日まで	9	4	5	18
不足数	1	1	2	4

※ 秋田市は、児童相談所の設置について、子ども家庭総合支援拠点の運営状況をみながら、設置の必要性について検討するものとしており、現時点では目標値として設定しません。

## 1.1 留意事項

### (1) 秋田県家庭的養護推進計画

平成27年3月に策定した秋田県家庭的養護推進計画は、平成27年度から平成41年度（令和11年度）までの15年間の計画期間で策定され、5年ごとに前期・中期・後期の目標値が定められていました。

本計画は、平成31年度（令和元年度）中に策定することから、秋田県家庭的養護推進計画の前期（平成31年度末）の目標値との比較を行うと、次のとおりです。

【目標値との比較】 ※ 平成30年度末の実績のみ、乳児院本体25人を含む。

区 分		現在 H26年度初	前期 H31年度末 (H30実績)	中期 H36年度末	後期 H41年度末
社会的養護の需要量		227人	246人 (205人)	230人	219人
里親委託児童数		14人	30人 (20人)	46人	66人
ファミリーホーム	児童数(施設数)	0人(0)	0人(0) (5人(1))	0人(0)	6人(1)
小計（里親委託率：％）		14人(6)	30人(12) (25人(12))	46人(20)	72人(33)
グループホーム (GH)	分園型(施設数)	0人(0)	6人(1) (0人(0))	6人(1)	12人(1)
	地域小規模(施設数)	27人(5)	42人(7) (19人(5))	48人(8)	48人(8)
本体施設（施設数）		186人(4)	168人(4) (161人(5))	130人(4)	87人(4)
本体施設：GH：里親の割合（％）		82:12:6	68:20:12 (79:9:12)	57:23:20	40:27:33
本体施設の小規模グループケア化 (入所児童数に占める割合％)		15か所 (54％)	15か所 (79％) (16か所 (69％))	17か所 (100％)	19か所 (100％)

## (2) 秋田県社会的養育推進計画の主たる評価指標

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間の計画期間で策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間の前期、令和7年度から令和11年度までの5年間の後期として、5年ごとに評価指標を定めます。主たる評価指標は、次のとおりとします。

### 【主たる評価指標】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R6年度	R11年度	
①推計児童人口	140,104	136,243	132,382	128,521	124,660	107,681	93,070	
②実際の児童人口	144,874	138,724	134,572	130,291				
③児童相談所相談受付件数	2,478	2,300	2,457	2,292				
④養護相談件数	528	473	602	567				
⑤児童虐待相談件数	441	396	502	492				
代替養育必要児童	⑥秋田県家庭的養護推進計画	274	267	260	253	246	230	219
	⑦実数（最少見込み）	199	188	198	205	180	155	134
	⑧実数（最大見込み）					198	198	198
	⑨秋田県社会的養育推進計画	199	188	198	205	189	177	166
	⑩3歳未満	21	20	21	22	20	19	18
	⑪3歳以上就学前	25	24	25	26	24	22	21
⑫学童期以降	153	144	152	157	145	136	127	
⑬里親等委託率（⑰ / ⑨）	7.5%	8.5%	9.6%	12.2%	14.5%	26.0%	40.0%	
⑭施設入所児童数	184	172	179	180	161	131	99	
⑮乳児院	28	24	22	25	24	24	24	
⑯児童養護施設	156	148	157	155	137	107	75	
⑰里親・ファミリーホーム委託児童	15	16	19	25	28	46	67	
⑱登録里親組数	64	66	71	84	95	170	245	
施設入所定員	⑲秋田赤十字乳児院	30	30	30	30	29	24	24
	⑳児童養護施設 合計	214	203	195	195	173	155	129
	㉑本体	178	167	159	165	143	107	75
	㉒地域小規模	36	36	36	30	30	48	54
	㉓施設 総計	244	233	225	225	202	179	153
	㉔本体	208	197	189	195	172	131	99
㉕地域小規模	36	36	36	30	30	48	54	
一時保護児童	㉖実数（最少見込み）	93	99	134	184	180	167	156
	㉗実数（最大見込み）					184	184	184
	㉘一時保護児童数	93	99	134	184	182	175	170
	㉙所内一時保護	66	65	74	99	97	90	85
	㉚委託一時保護	27	34	60	85	85	85	85

※ 計画の進捗状況については、毎年度、検証を行い、部会に検証結果を報告するとともに、必要な場合は中間年を目安として計画の見直しを行います。

## (3) 県予算の確保と国庫補助事業の活用

国では、「都道府県計画の着実な実施のために、令和元（2019）年度以降の予算において安定的な財源の確保に向けて最大限努力していく（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）」としています。

事業の推進に当たっては、具体的な事業と財源の確保が欠かせないことから、県予算の適切な確保とともに、国の支援策の活用を図っていきます。